

日本文理大学安全保障輸出管理規程

令和元年12月10日
制定

(目的)

第1条 この規程は、日本文理大学（以下「本学」という。）の、安全保障輸出管理（以下「輸出管理」という。）の基本方針を定め、国際的な平和、安全の維持並びに我が国の学術研究の健全な発展に寄与することを目的とする。

(適用範囲)

第2条 この規程は、本学の教職員が行うすべての技術の提供及び貨物の輸出に関する業務に適用する。

(定義)

第3条 この規程において、次の各号に掲げる用語の定義は、それぞれ当該各号に定めるところによる。

- (1) 教職員 本学の役員及び学校法人文理学園が定める就業規則に基づき雇用されている教職員（非常勤を含む。）をいう。
- (2) 学生 大学院生、学部学生、研究生その他本学において修学又は研究に従事する者（外国人留学生を含む。）をいう。
- (3) 外為法等 外国為替及び外国貿易法（昭和24年法律第228号、以下「法」という。）に基づく政令、省令、通達等をいう。
- (4) 技術の提供 外国における技術の提供若しくは外国に向けて行う技術の提供又は非居住者への技術の提供若しくは非居住者へ再提供することが明らかな居住者への技術の提供をいう。
- (5) 貨物の輸出 外国に向けて貨物を送付すること（自ら手荷物として海外に持ち出す場合を含む。）又は外国へ送付されることが明らかな貨物を国内で送付すること。
- (6) 輸出等 技術の提供又は貨物の輸出をいう。
- (7) リスト規制技術 外国為替令（昭和55年政令第260号）（以下「外為令」という。）別表の1の項から15の項までに定める技術をいう。
- (8) リスト規制貨物 輸出貿易管理令（昭和24年政令第378号）（以下「輸出令」という。）別表第1の1の項から15の項までに定める貨物をいう。
- (9) キャッチオール規制 外為令別表の16の項に定める技術及び輸出令別表第1の16の項に定める貨物が、大量破壊兵器若しくは通常兵器の開発等に用いられるおそれのある場合には、経済産業大臣に許可申請を行うことをいう。

(10) 該非判定 提供しようとする技術又は輸出しようとする貨物がリスト規制技術又はリスト規制貨物に該当するか否かを判定することをいう。

(11) 大量破壊兵器等 核兵器、軍用の化学製剤若しくは細菌製剤、若しくはこれらの散布のための装置、又はこれらを運搬することができるロケット若しくは無人航空機をいう。

(12) 通常兵器 大量破壊兵器等以外の輸出令別表第1の1の項に該当する貨物をいう。

(13) 大量破壊兵器等の開発等 大量破壊兵器等の開発、製造、使用又は貯蔵をいう。

(14) 通常兵器の開発等 通常兵器の開発、製造又は使用をいう。

(基本方針)

第4条 本学における輸出管理の基本方針は、次の各号のとおりとする。

(1) 国際的な平和及び安全の維持を妨げる恐れのある技術の提供及び貨物の輸出は行わない。

(2) 外為法等を遵守し、経済産業大臣の許可を受けなければならない場合は、責任を持って当該許可を取得する。

(3) 適切な輸出管理を実施するため、輸出管理の責任者を定め、輸出管理体制の整備、充実を行う。

(輸出管理最高責任者)

第5条 本学に、輸出管理業務を適正かつ円滑に実施するため、輸出管理最高責任者（以下「最高責任者」という。）を置き、学長をもって充てる。

2 最高責任者は、本学における輸出管理に係る重要事項の最終的な決定を行う。

(輸出管理統括責任者・輸出管理責任者)

第6条 最高責任者の下で本学における輸出管理業務を統括する者として輸出管理統括責任者（以下「統括責任者」という。）を置き、担当副学長をもって充てる。

2 統括責任者は、次の各号における業務を行う。

(1) 全学輸出管理業務の統括

(2) 該当する技術の提供又は貨物の輸出の判定結果の承認

(3) 経済産業大臣に対する許可の申請

(4) 本学の関係部門の長に対する報告等の要求

(5) 調査の実施及び改善措置等の命令並びに最高責任者に対する報告及び相談

3 統括責任者の下に、輸出管理に関する事務を行うため、輸出管理責任者（以下「管理責任者」という。）を置き、統括責任者の指名する者を以ってその任に充てる。

(事前確認)

第7条 輸出等を行おうとする教職員（以下「輸出者」という）は、次に掲げる事項につい

て所定のチェックリストにより事前確認を行い、管理責任者の承認を得なければならない。

(1) 該非の確認 提供しようとする技術又は輸出しようとする貨物がリスト規制技術及びリスト規制貨物に該当するか否かを確認する。

(2) 相手先の確認 当該輸出等の相手先について、次に掲げる事項に該当するか否かを確認する。

ア 経済産業省が作成する外国ユーザーリストに記載されていること。

イ 輸出令別表第3の2に掲げる地域であること。

ウ 大量破壊兵器等の開発等を行う若しくは行ったことが入手した資料等に記載されている又はその情報があること。

(3) 用途の確認 当該輸出等の用途について、次に掲げる事項に該当するか否かを確認する。

ア リスト規制技術及びリスト規制貨物に該当する場合については、大量破壊兵器等の開発等若しくはそれ以外の軍事用途に用いられる又はそのおそれがあること。

イ リスト規制技術及びリスト規制貨物に該当しない場合であっても、キャッチオール規制技術等に該当する場合については、大量破壊兵器等の開発等又は通常兵器の開発等に用いられるおそれがあること。

(学内審査申請)

第8条 輸出者は、前条による事前確認において該当する項目がある場合又は該当するか否かが不明もしくは疑義が生じる場合、所定の「審査票」を作成し、統括責任者に該非判定の審査を申請しなければならない。

2 前条により管理責任者が該非判定の審査が必要と判断した場合も、輸出者は所定の「審査票」を作成し、統括責任者に該非判定の審査を申請しなければならない

(該非判定)

第9条 統括責任者は、前条の審査申請があったときは、当該申請に係る案件について該非判定等を行い、その結果、当該技術の提供等が経済産業大臣の許可を要しないと判断した場合は、当該技術の提供等を承認するものとし、当該許可を要すると判断した場合は、当該許可に関し必要な手続を行うものとする。

2 該非判定等を受ける輸出者は、統括責任者の承認を得ることなく、当該輸出等を行ってはならない。

(外為法等に基づく許可の申請等)

第10条 輸出者は、該非判定等により外為法等に基づく経済産業大臣の許可を受けなければならない輸出等と判断されたものについて、所定の申請書及び添付書類を作成し、統括責

任者に提出しなければならない。

2 統括責任者は、前項より提出された書類に基づいて、経済産業大臣に対し許可申請を行う。

3 輸出者は、外為法等に基づく許可が必要な輸出等については、経済産業大臣の許可を取得しない限り当該輸出等を行ってはならない。

(契約書等への明示)

第 11 条 外為法等に基づく経済産業大臣の許可を要する輸出等を行うときは、原則として契約書等の書面を取り交わすものとする。

2 前項の契約書等には、次に掲げる事項を明記するものとする。

ア 経済産業省の許可を受けなければならない輸出等については、許可を取得するまでは当該契約は発効しないこと及び許可を取得できないものは当該契約の対象から除くこと。

イ 大量破壊兵器等及び通常兵器の開発等に転用しないこと。

ウ 経済産業大臣の許可条件を遵守すること。

(貨物の輸出管理)

第 12 条 輸出者は、貨物の輸出を行う場合、第 8 条から第 11 条までに定める手続きが行われたこと、並びに当該輸出に係る貨物が、当該輸出の手続きに係る書類の記載内容と同一のものであることを確認しなければならない。また、外為法等に基づく経済産業大臣の許可が必要な貨物の輸出を行う場合には、当該許可が取得されていることを確認しなければならない。

2 輸出者は、前項の確認が出来ない場合には、当該貨物の輸出を行ってはならない。

3 輸出者は、貨物の輸出を行う場合に通関時に事故が発生したときは、直ちに当該輸出の手続を取り止め、統括責任者へ報告する。

4 統括責任者は、前項の報告があったときは、事実関係を把握し、最高責任者、当該関係者と協議の上、輸出の中止を含む適切な措置を講ずるものとする。

(技術の提供管理)

第 13 条 輸出者は、技術の提供を行う場合、第 8 条から第 11 条までに定める手続きが行われたことを確認しなければならない。また、外為法等に基づく経済産業大臣の許可が必要な技術の提供を行う場合には、当該許可が取得されていることを確認しなければならない。

2 輸出者は、前項の確認が出来ない場合には、当該技術の提供を行ってはならない。

(監査)

第 14 条 統括責任者は、本学の輸出管理が本規程に基づき適正に実施されていることを確

認するため、監査を適宜行うものとする。

(文書管理及び記録媒体の保存)

第 15 条 統括責任者は、輸出管理に係る文書ないし電磁的記録媒体（電子的方式、電磁的方式その他の人の知覚によって認識することができない方式で作られた記録をいう。以下同じ。）について、学校法人文理学園文書保存規程の定めにかかわらず、当該輸出等が行われた日から起算して、少なくとも 7 年間は、保管しなければならない。

(報告)

第 16 条 教職員等は、外為法等若しくは本規程に対する違反の事実又はそのおそれを知った場合、その旨を統括責任者に速やかに通報しなければならない。

2 前項の通報を受けた統括責任者は、当該報告の内容を調査し、外為法等の違反又はそのおそれのあることが判明したときには、最高責任者に報告しなければならない。

3 最高責任者は、前項の報告を受けた場合、本学の関係部門に対応措置を指示するとともに、遅滞なく関係機関に報告する。また、最高責任者は、その再発防止のために必要な措置を講じる。

(教育)

第 17 条 統括責任者は、外為法等及び本規程の遵守の重要性を理解させ、その確実な実施を図るため、教職員に対し、輸出管理に関する教育を計画的に行うものとする。

2 教職員は、学生に対し、外為法等の理解を深めさせるため必要な教育を行うよう努める。

(懲戒)

第 18 条 故意又は重大な過失により本規程に違反した教職員又はこれに関与した教職員は、学校法人文理学園教員就業規則又は学校法人文理学園職員就業規則等の規定に基づき懲戒の対象とする。

(事務)

第 19 条 この規程に関する事務は、大学事務本部産学官民連携推進担当において行う。

(改廃)

第 20 条 この規程の改廃は、大学評議会の審議を経て、学長が決定する。

附則

この規程は、令和元年 1 2 月 1 0 日より施行する。